

令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

| 市町村名 | 岡山市 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------------|-------------|------|------|--|---------|-------------|----|-----------|----|----|----|-----|-----|-------|---------------|
| 移住相談窓口 | 移住専門相談員の有無 | 県の移住相談会への参加 | | | 市町村独自の移住相談会 | | 市町村主催の体験ツアー | | 移住・定住支援制度 | | | | | | 空き家情報 | |
| | | 東京10月 | 大阪7月 | 大阪2月 | 日程 | 会場 | 日程 | 行程 | お試し暮らし等 | 起業 | 就農 | 住宅 | 子育て | その他 | 空き家提供 | うち空き家情報システム利用 |
| 市民協働企画総務課 移住定住支援室 | ○ | ○ | ○ | ○ | ①6/2 ②8/4 ③9/1 ④11/2 ⑤1/26 | 全てオンライン | 8月(予定) | 1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

1 移住相談窓口

| 担当者名 | 連絡先 |
|--------|--------------|
| 砂原 ルミ子 | 086-803-1335 |

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

| 名称 | 氏名 | 連絡先 |
|---------------|----------------------|--------------------------------------|
| おかやまぐらし相談センター | 中村養子(東京) 豊永真二(大阪) | 0120-936-751(東京) 0120-936-708(大阪) |
| 主な業務 | 移住相談、就職のあっせん | |

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

| 整備年度 | 活用施設 | 利用単位 | R4年度利用件数 | うち移住件数 |
|------|--------|-------|----------|--------|
| H27 | 民間賃貸物件 | 最長6か月 | 38組 | 38組 |

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
おかやまぐらし移住下見ツアー(8月開催予定)

5 移住・定住支援制度

| 区分 | 名称 | 目的・対象者・要件等 | 助成内容等 |
|---------|---------------------------------|---|---|
| お試し暮らし等 | Uターン希望者のための民間賃貸物件を活用したお試し住宅提供事業 | 民間の賃貸物件を活用し、県外から岡山市へ移住・定住を希望される方、二拠点居住をされる方を対象として、お試し住宅を利用する費用の一部を補助 ○対象者 ・1年以上岡山県外在住で、本市へ移住又は二拠点居住される方(転勤、結婚又は進学以外であること) ・官公庁から住宅に係る補助金や公的扶助を、企業等から住宅手当を受けていない方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方 | ●家賃補助(上限33,000円) ・家賃が15,000円以内 → 全額自己負担 ・家賃が48,000円未満 → 家賃から15,000円を差し引いた金額を補助 ・家賃が48,000円以上 → 33,000円を補助 ●仲介手数料(上限48,000円) ●家賃保証料(上限48,000円) ○期間:最長6か月 |
| 起業 | スタートアップ支援拠点「ももスタ」運営事業 | 起業を志す方等対象に支援する拠点「ももスタ」を運営。定期的にイベントやプログラムを開催し、スタートアップ企業の創出・成長を支援します。 | ○場所 ももスタ(岡山市北区駅前町一丁目8番18号ICOTNICOT2階) |
| | 創業資金融資(新規開業の際の資金) | 新規開業等に際し資金を必要とされる方に対して融資を行っています。 ○申し込みのできる方 市内において新たに事業を開始するもの、又は市内において事業を開始し5年を経過していないもので、下記のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人 2. 事業を営んでいない個人が事業を開始し、その開始した日以後5年を経過していない個人 3. 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する個人 4. 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、その設立日以後5年を経過していない会社 5. 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する会社 6. 中小企業者である会社が、新たに設立した会社であって、その設立日以後5年を経過していない会社 7. 2に該当するものが、法人成りによって新たに設立した会社 | ○限度額 1500万円 ○融資の期間 10年以内 ○利率 1.19% ○保証料 年0.7% |
| 就農 | Uターン園芸農業者支援事業 | Uターンにより岡山市に移住し、園芸農業を始める方に対して、就農の初期投資として農業機械等の購入費用を補助 ○対象者 ・主として従事する方が18歳以上 ・県外から岡山市に移住した方 ・既に農地の権利を取得した又は移住日から3年以内に農地の権利を取得した方 ・移住日から3年を経過する日の属する年度内に、Uターン就農計画の認定を受けた方 ・一定の農業技術を習得した方 ・青年就農給付金(経営開始型)の受給歴がなく、補助金の交付を受ける年度内に青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けない方 | ○補助対象経費 ・農業用機械、施設、資材 ○補助率 ・1/2以内(補助金上限100万円。ただし、経営農地の過半を親族から権利取得している場合は補助金上限50万円) |

| | | | |
|-----|-------------------------------------|---|--|
| 住宅 | <p>移住者・二拠点居住者向け中古住宅購入・リフォーム補助事業</p> | <p>岡山市に移住又は二拠点居住をされる方を対象に、中古住宅の購入、リフォームの費用の一部を補助します。</p> <p>○対象者 (移住される方) ・令和4年4月1日以降に岡山市に転入し、転入の直前に岡山県外に1年以上住民票があった方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある方 (二拠点居住される方) ・令和4年4月1日以降に岡山市で二拠点居住し、二拠点居住開始の直前に岡山県外に1年以上住民票がある方(あらかじめ届け出が必要) ・岡山市内での拠点で水道を常時利用される方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市で二拠点居住をされる予定がある方 (移住・二拠点居住される方共通) ・理由が転勤、進学以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p> | <p>○中古住宅の購入費用、リフォームの工事費用、購入・リフォームに関連する附帯工事にかかった費用(購入の場合30万円、リフォームの場合20万円、併用可)</p> |
| 子育て | <p>シルバー世代産前産後応援事業</p> | <p>研修を受けた60歳以上のシルバー世代(支援者)が、妊娠中や産後のお母さん(利用者)の家事や育児をサポートします。</p> <p>○対象者 市内在住で出産予定日の1か月前から出産日の5か月後までの妊産婦の方 ※以下の妊産婦の方は、出産予定日の1か月前から出産日の12か月後まで ・双子や三つ子などの多胎児の妊産婦の方 ・出産予定日において、5歳以下の子供(胎児を含む)が3人以上いる多子世帯の妊産婦の方</p> | <p>○利用料 500円/時間(支援内容によって別途実費をいただく場合あり) ○利用時間・回数 1回2時間まで(1日2回まで可)、期間内に合計30回まで ※多胎児・多子世帯の妊産婦の方は、期間内に合計65回まで ※原則として、年末年始(12月29日から1月3日)を除く8:00~19:00の間</p> |
| | <p>こんにちは赤ちゃん事業</p> | <p>研修を受けた地域の愛育委員さんが絵本のプレゼントと、読み聞かせ・相談窓口などの子育て支援情報を持って、生後4か月ごろまでの赤ちゃんのお宅を訪問します。</p> | |
| | <p>ファミリー・サポート・センター</p> | <p>お子さんを預けたい方(依頼会員)と、お子さんを預かる方(提供会員)とを仲介する事業です。</p> <p>○依頼会員(子育ての応援をしてほしい方) 岡山市在住の方で、おおむね生後3か月から小学生の子どもをお持ちの方。</p> | <p>○利用料金 ・平日の午前7時から午後7時までの利用:1時間700円 ・土日祝、平日の上記以外の時間での利用:1時間900円 ・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の利用:1時間900円 (会員登録費や会費は不要)</p> |
| その他 | <p>UJターン希望者の就職・転職活動支援事業</p> | <p>UJターン希望者が岡山市内の企業の面接を受ける際の交通費の一部を補助</p> <p>○対象者 ・岡山県外在住の方 ・就職・転職活動の一環として、岡山市内の企業面接を受ける方※公務員試験は原則対象外 ・雇用形態が正社員、契約社員又は嘱託社員となる方 ・面接会場まで鉄道、飛行機、高速乗合バスを往復利用する方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p> | <p>○鉄道・飛行機・高速乗合バス代の往復分の半額を補助(上限16,000円、下限2,000円) ○一人につき2回/年まで利用可能</p> |
| | <p>テレワーカーのインターネット通信環境整備補助事業</p> | <p>テレワークにより岡山県外から市があらかじめ指定した対象地域に移住した方を対象に、インターネット通信環境整備に要する費用及び通信費を補助</p> <p>○対象者 ・本市に転入する直前に1年以上岡山県外に在住している方 ・テレワークにより就労している又は就労を開始する方 ・年度内に自己の意思により指定した対象地域に転入する方 ・官公庁から通信環境整備に係る補助や公的扶助を受けていない方 ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で企業等から資金提供をされていない方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p> | <p>○通信環境整備に要する経費及び通信に要する経費(最大12か月分)を補助(最大10万円)</p> |
| | <p>岡山市移住支援金事業</p> | <p>東京圏から岡山市に移住し、就業要件を満たす場合に補助金を交付</p> <p>○対象者 ・転入する直前10年間のうち通算5年以上、且つ直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方 ・転入後3か月以上1年以内であり、5年以上岡山市に居住する意思がある方 ・次のいずれかの就業要件を満たす方 (1)岡山県が運営管理しているマッチングサイトの移住支援金対象求人に新規就業した3か月以上在職、5年以上継続して勤務する意思を有している方 (2)岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金交付決定を受けて1年以内の方 (3)プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した方 (4)テレワークを利用し、自己の意思により移住される方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p> | <p>○単身で移住した世帯:60万円 2人以上で移住した世帯:100万円 18歳未満の世帯員1人につき30万円加算</p> |